



# 肝付町 利用者負担額(保育料)算定額表

階層区分	3歳以上児(2号認定)				3歳未満児(3号認定)			
	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
	国	肝付町	国	肝付町	国	肝付町	国	肝付町
①生活保護世帯	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000	0円	6,000	0円	9,000	8,000円	9,000	8,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500	0円	16,300	0円	19,500	17,500円	19,300	17,200円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000	0円	26,600	0円	30,000	29,000円	29,600	28,500円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500	0円	40,900	0円	44,500	34,000円	43,900	33,400円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000	0円	57,100	0円	61,000	36,000円	60,100	35,300円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000	0円	75,800	0円	80,000	39,000円	78,800	38,300円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000	0円	99,400	0円	104,000	42,000円	102,400	41,200円

徴収金の特例(ひとり親家庭、障がい者(児)同居世帯等の場合)※下記表示の金額は、基準額軽減後です

階層区分	3歳以上児(2号認定)				3歳未満児(3号認定)			
	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
	国	肝付町	国	肝付町	国	肝付町	国	肝付町
②市町村民税 非課税世帯	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
③所得割課税額 48,600円未満	6,000	0円	6,000	0円	9,000	8,000円	9,000	7,900円
④所得割課税額 77,101円未満	6,000	0円	6,000	0円	9,000	8,700円	9,000	8,600円

## 教育標準時間認定(1号認定)(認定子ども園 教育利用の場合)

階層区分	国	肝付町	徴収金の特例(ひとり親家庭、障がい者(児)同居世帯等の場合)※下記表示の金額は、基準額軽減後です		
			階層区分	国	肝付町
①生活保護世帯	0	0円			
②市町村民税 非課税世帯	3,000	0円	②市町村民税 非課税世帯	2,000	0円
③所得割課税額 77,101円未満	14,100	0円	③所得割課税額 77,101円未満	3,000	0円
④所得割課税額 211,200円以下	20,500	0円			
⑤所得割課税額 211,201円以上	25,700	0円			



※ 保育標準時間とは、1日最長11時間の利用時間。  
保育短時間とは、1日最長8時間の利用時間をいいます。

- この表の市町村民税所得割額等については、前年度市町村民税の年額課税状況にて「4月から8月分」の保育料を決定し、今年度市町村民税の年額課税状況にて「9月から3月分」の保育料を、判定し決定いたします。(なお、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等の適用はありません)
- この表において、児童の年齢が年度途中に、満3歳に到達した場合でも、その年度中は3歳未満児を適用いたします。
- 同じ世帯から、複数の児童が保育施設に同時入所される場合は、下記のとおりとなります。
  - 1号認定者は、同じ世帯の兄妹を小学3年生から数えて2番目は半額、3番目以降は0円になります。
  - 2・3号認定者は、同じ世帯の兄妹を未就学児の上から数えて2番目は半額、3番目以降は0円になります。
 (ただし、未就学児とは認定こども園・幼稚園・保育所等に在園していること)
- 幼児教育段階の無償化(3.の取り組みに対して追加で加わった、国の政策による保育料軽減対策になります。該当世帯の年齢上限撤廃)
 

市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)の、第2子以降は0円になります。

子どもがいる世帯の1号認定者で、所得割課税額が77,101円未満の場合、上から数えて2番目は半額、3番目以降は0円になります。

〃 の2・3号認定者で、所得割課税額が57,700円未満の場合、上から数えて2番目は半額、3番目以降は0円になります。

ひとり親家庭等の特例世帯の1号認定者で、所得割課税額が77,101円未満の場合、上から数えて1番目を基準額の半額、2番目以降は0円になります。

〃 の2・3号認定者で、所得割課税額が77,101円未満の場合、上から数えて1番目を基準額の半額、2番目以降は0円になります。
- 多子世帯保育料軽減事業(上記4.に該当する世帯以外になります)
 

満18歳未満の児童3人以上扶養しており、前年分の所得割課税額が97,000円未満(4階層以下)の世帯に属する児童が3人目以降に該当し、保育施設等に入所している場合、次のとおり保育料が軽減されます。(1号認定者についても同様)

区 分	徴収基準額
(例) 第1・2子は小・中・高校生。第3子は保育所等に入所	基準額の2/3負担
(例) 第1子は小学生。第2・3子は保育所に入所のうち、第3子目の保育料	基準額の1/4負担